

平成21年9月7日
経理用地課契約係

総合評価入札方式の試行 変更案

1 対象業種、対象案件の拡大

平成20年10月に土木工事（道路舗装業種）に適用し、20年度は1件試行実施した。入札監視委員会では、対象業種の拡大と件数増が今後の課題とされている。

23区における実施状況を踏まえ、工事成績通知の体制整備が整っている案件から拡大実施する。

対象工事業種	道路舗装	一般土木	造園
予定案件数	3件以上		

2 評価項目の修正・追加

特別簡易型（施工能力審査型）の総合評価については、23区の実施団体の大多数が採用している。価格点の算出方式についても、最も多くの区が採用しており、現行の方式は一般的である。このため、21年度の試行にあたっては、価格以外の評価の見直しを重点に変更するものとする。

- ・ 配置予定技術者の能力・成績をより高く評価する。（配点2点→配点4点）
- ・ 配置予定技術者の能力・成績の評価の差をより以上に反映できるようにする。（5点区切り→3点区切り）
- ・ 災害協力など社会貢献活動に対する評価を加える。（配点1点）
- ・ 優良工事施工事業者に対する新たな評価を加え、工事品質の確保とともに技術者の能力向上に寄与するものとする。（配点1点）

練馬区総合評価方式による工事発注 試行方針（案）

1 目的

「練馬区入札制度改善推進委員会第二次報告」（平成17年3月）および「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）を踏まえ、価格による評価に加え、品質面での競争によって、工事の品質をより向上させるため、総合評価方式による工事の発注を試行実施する。

2 対象工事

道路舗装、一般土木、造園の工事業種に適用し、その結果を踏まえ、他の工事への拡大を検討する。

3 入札方式

制限付一般競争入札により実施する。

- ・参加条件：本店・支店（営業所）が練馬区内にあり、営業活動を行っている者（区内業者）
- ・特別簡易型総合評価方式（※）を採用する。

※…特別簡易型総合評価方式…技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

4 工事の選定の目安

工事金額（設計額）が、おおむね 20,000千円以上の工事を選定し実施する。

5 発注件数

平成21年度は3件を予定。

6 評価の概要

評価の方法	<p>【評価値】＝【価格点】＋【施工能力評価点】</p> <p>※入札価格が予定価格の範囲内かつ最低制限価格を下回らない者のうち、上記の【評価値】が最も高いものを落札者とする</p>
価格点の算出方法	<p>【価格点】＝90×（1－入札価格÷予定価格）</p>
施工能力および災害対策協力等の評価項目・配点	<p>【施工能力評価点】＝【A】＋【B】＋【C】＋【D】＋【E】</p> <p>【A】…工事成績評価点（満点：21点）</p> <p>【B】…配置予定技術者の資格点（満点：3点）</p> <p>【C】…配置予定技術者の実績点（満点：4点）</p> <p>【D】…災害協定評価点（満点：1点）</p> <p>【E】…優良工事表彰の実績点（満点：1点）</p>

- 1 入札方法 工事価格と施工能力を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式により行う。
- 2 競争入札参加資格 入札に参加しようとする者は、下記の要件をすべて満たすものであること。
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 練馬区内業者であること。
(3) 本件工事に対応する監理・主任技術者を建設業法に従い施工箇所に配置できること。
(4) 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止中でないこと。
(5) 信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不相当と認められる事由のないこと。
(6) 工事成績評価点算定の基となる工事成績総評定数のうち、平成19年度または平成20年度に完了した工事に、60点未満のものが無いこと。
- 3 資料の提出 入札に参加しようとする者は、区が価格点および施行能力評価点の算定を行う際に必要な資料をあらかじめ区に提出するものとする。
提出した資料は、区に提出した後、その内容を変更することができない。ただし、区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 4 落札者決定の方法 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と施工能力評価点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。
評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- 5 価格点 価格点の算定はつぎのとおりとする。
 $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ (小数点第4位以下切り捨て)
- 6 施工能力評価点 施工能力評価点は、工事成績評価点(21点満点)、配置予定技術者の資格点(3点満点)、配置予定技術者の実績点(4点満点)、災害協定評価点(1点満点)、優良工事表彰実績点(1点満点)の合計とする。
- 7 工事成績評価点 工事成績評価点は、工事成績総評定数の平均に基づき、【別表1】のとおりとする。
工事成績総評定数の平均は、平成18・19・20年度において完了した練馬区発注の工事(練馬区土木工事成績評定要綱に基づき、土木部において評定を受けたものに限る)の総評定数の相加平均とする。(1件である場合には、当該工事成績総評定数をもってこれに充てる。)
工事成績総評定数が60点未満のものは、当該工事成績総評定数を0点として算定する。
平成18・19・20年度において、完了した工事が存在しない場合には、工事成績総評定数の平均を0点とする。
- 8 配置予定技術者の資格点 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術職の場合に1点とする。
なお、複数の資格をもつ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。(【別表2】)
- 9 配置予定技術者の実績点 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が携わった直近の練馬区発注の工事(練馬区土木工事成績評定要綱に基づき、平成18・19・20年度に土木部において評定を受けたものに限る)の総評定数に基づき、【別表3】のとおりとする。
- 10 災害協定評価点 災害協定評価点は、区と災害時における協定の締結がある場合、または区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合について、【別表4】のとおりとする。
- 11 優良工事表彰実績点 優良工事表彰実績点は、平成16・17・18・19・20年度において、練馬区土木部優良工事の表彰要領に基づく表彰の実績について、【別表5】のとおりとする。
- 12 配置予定技術者の変更 配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
配置予定技術者を変更した場合において、変更後の技術者の保有する資格点は、変更前の技術者の保有する資格点以上でなくてはならない。
入札に参加した者が、この規定に違反した場合において、区は、その者が入札前に提出した資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うとともに、当該資料に係る工事の工事成績評価点を減点することができる。
- 13 申請内容の不正行為等 虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく措置を講じるほか、無効の入札とする。
- 14 情報の公開 本基準に基づき、落札者を決定したときは、遅滞なく、つぎに掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。
(1) 落札者名
(2) 入札者の入札価格
(3) 入札者の評価の状況
- 15 苦情の処理 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

【別表1】

工事成績 総評定点の 平均点	工事成績 評価点
80～	21
79	20
78	19
77	18
76	17
75	16
74	15
73	14
72	13
71	12
70	11
69	10
68	9
67	8
66	7
65	6
64	5
63	4
62	3
61	2
60	1
0～59	0

【別表3】

配置予定 技術者が 携わった直近の 総評定点	配置予定技術者の 実績点
80～	4
79	
78	
77	3.5
76	
75	
74	3
73	
72	
71	2.5
70	
69	
68	2
67	
66	
65	1.5
64	
63	
62	1
61	
60	
0～59	0

【別表2】

配置予定技術者の資格		資格点
1級技術者	(施工管理技士、施工技士)	3
2級技術者	(施工管理技士、施工技士)	2
その他の技術者	(実務経験者等)	1

【別表4】

災害協定締結の有無	評価点
締結あり	1
締結なし	0

【別表5】

優良工事表彰の有無	実績点
表彰実績あり	1
表彰実績なし	0

練馬区総合評価競争入札試行要綱

平成 20 年 10 月 1 日

20 練総経第 666 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する工事案件において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1 級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (2) 2 級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者または他の法令の規定による免許もしくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて 1 級技術者以外のものをいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロもしくはハまたは同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で 1 級技術者および 2 級技術者以外のものをいう。
- (4) 工事成績総評定点 練馬区土木工事成績評定要綱（平成 16 年 3 月 11 日練土維発第 304 号）に基づく総評定点とする。

(入札方法)

第 3 条 本要綱に定める入札は、工事価格と施工能力を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式により実施する。

(競争入札参加資格)

第 4 条 入札に参加しようとする者は、つぎに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 練馬区内業者であること。
- ウ 本件工事に対応する監理・主任技術者を建設業法に従い施工箇所に配置できること。
- エ 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）に基づく指名停止中ではないこと。
- オ 信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不相当と認められる事由のないこと。
- カ 工事成績評価点算定の基となる工事成績総評定点のうち、入札公告日の属する年度またはその前年度に完了した工事に、60 点未満のものが無いこと。

(資料の提出)

第 5 条 入札に参加しようとする者は、区が次条第 1 項に規定する価格点および施行能力評価点の算定を行う際に必要な資料をあらかじめ区に提出するものとする。

- 2 前項の資料は、区に提出した後、その内容を変更することができない。ただし、区が

やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(落札者決定の方法)

第6条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と施工能力評価点の合計点である評価値の最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(価格点)

第7条 前条に規定する価格点の算定はつぎのとおりとする。

$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

(小数点第4位以下切り捨て)

(施工能力評価点)

第8条 施工能力評価点は、工事成績評価点(21点満点)、配置予定技術者の資格点(3点満点)、配置予定技術者の実績点(4点満点)、災害協定評価点(1点満点)、優良工事表彰実績点(1点満点)の合計とする。

(工事成績評価点)

第9条 工事成績評価点は、工事成績総評定点の平均に基づき、別表第1のとおりとする。

2 工事成績総評定点の平均は、入札公告日の属する年度の前3年度内において完了した練馬区発注の工事(練馬区土木工事成績評定要綱に基づき、土木部工事課において評定を受けたものに限る。)の総評定点の相加平均とする。(1件である場合には、当該工事成績総評定点をもってこれに充てる。)

3 工事成績総評定点が60点未満のものは、当該工事成績総評定点を0点として算定する。

4 入札公告日の属する年度の前3年度内において、完了した工事が存在しない場合には、工事成績総評定点の平均を0点とする。

(配置予定技術者の資格点)

第10条 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、別表2のとおりとする。

2 前項の場合において、配置予定技術者が複数の資格をもつときには、上位の資格1つについてのみ評価する。

(配置予定技術者の実績点)

第11条 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が携わった直近の練馬区発注の工事(練馬区土木工事成績評定要綱に基づき、入札公告日の属する年度の前3年度内に土木部工事課において評定を受けたものに限る。)の総評定点に基づき、別表第3のとおりとする。

(災害協定評価点)

第12条 災害協定評価点は、区と災害時における協定の締結がある場合、または区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合について、別表第4のとおりとする。

(優良工事表彰実績点)

第13条 優良工事表彰実績点は、入札公告日の属する年度の前5年度内において、練馬区土木部優良工事の表彰要領(平成8年4月19日練土管発第73号)に基づく表彰の実績について、別表第5のとおりとする。

(配置予定技術者の変更)

第 14 条 配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により配置予定技術者を変更した場合において、変更後の技術者の保有する資格点は、変更前の技術者の保有する資格点以上でなくてはならない。

3 入札に参加した者が前 2 項の規定に違反した場合において、区は、その者が入札前に提出した資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うとともに、当該資料に係る工事の工事成績評価点を減点することができる。

(申請内容の不正行為等)

第 15 条 虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、区は、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき措置を講じるほか、無効の入札とする。

(情報の公開)

第 16 条 区は、落札者を決定したときは、遅滞なく、つぎに掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 落札者名

(2) 入札者の入札価格

(3) 入札者の評価の状況

(苦情の処理)

第 17 条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、区は、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、入札については、練馬区契約事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 6 号）の規定を適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 月 日 21 練総経第 号）

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

工事成績 総評定点の 平均点	工事成績 評価点
80～	21
79	20
78	19
77	18
76	17
75	16
74	15
73	14
72	13
71	12
70	11
69	10
68	9
67	8
66	7
65	6
64	5
63	4
62	3
61	2
60	1
0～59	0

別表第3（第11条関係）

配置予定 技術者が 携わった直近の 総評定点	配置予定技術者の 実績点
80～	4
79	
78	
77	3.5
76	
75	
74	3
73	
72	
71	2.5
70	
69	
68	2
67	
66	
65	1.5
64	
63	
62	1
61	
60	
0～59	0

別表第2（第10条関係）

配置予定技術者の資格		資格点
1級技術者	(施工管理技士、施工技士)	3
2級技術者	(施工管理技士、施工技士)	2
その他の技術者	(実務経験者等)	1

別表第4（第12条関係）

災害協定締結の有無	評価点
締結あり	1
締結なし	0

別表第5（第13条関係）

優良工事表彰の有無	実績点
表彰実績あり	1
表彰実績なし	0